平成２８年（フ）第５６号
函館市花園町33番９―508号
債務者　瀬川　　保
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１５５３号
大阪市西区九条南４丁目21番11号　２Ｃ
債務者　松田恵里佳
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６号
千葉県香取市山倉2035番地
債務者　宮崎　貴子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第７６号
愛知県岡崎市竜泉寺町字間峯ケ平71番地１
債務者　石川　　穂
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３９８号
大阪市西区千代崎２丁目５番10号　ウエストヒルズ幸紀203
債務者　平田千鶴子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６６８号
東京都台東区千束３丁目11―２
債務者　森　　敏晴
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７０６号
東京都品川区大崎３丁目20―14―102
債務者　平本　忠彦
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７０７号
東京都葛飾区お花茶屋２丁目19―14
債務者　川野　賢一
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７２６号
東京都江東区北砂５丁目20―１―323
債務者　櫻井　晴雄
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７４１号
東京都豊島区千早３丁目31―８
債務者　田澤　　豊
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７４２号
東京都練馬区三原台１丁目14―37―304
債務者　田邉　美華
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７４３号
東京都練馬区富士見台１丁目７―９―304
債務者　印出美由紀
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７４５号
東京都江東区大島５丁目８―７―502
債務者　松園　秀一
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７４６号
東京都荒川区荒川７丁目８―１―409
債務者　茂木マリエッタこと　モテギ　マリエッタ　モモ
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７６０号
東京都世田谷区喜多見８丁目５―12―101
債務者　横山　拓也
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７６７号
東京都北区豊島３丁目27―23―302
債務者　大作　好史
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７７０号
東京都品川区二葉４丁目16―２―404
債務者　蛯原　真紀（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部